

荒川税務署からのお知らせ

源泉所得税の改正のあらまし

令和5年4月

抜粋版

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和5年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

- 1 給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件である給与等の支払を受ける者の承諾手続について、給与等の支払をする者からその支払を受ける者に対し、「給与等の支払をする者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす」旨を通知し、その期限までに回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなす方法が加えられました。

この改正は、令和5年4月1日以後に行う通知について適用されます。

- 2 スtockオプション税制（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）の適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は、令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる一定の新株予約権について適用されます。

新株予約権の行使は付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件について、一定の株式会社^(注)が新株予約権を付与する場合には、その新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととされました。

(注) 付与決議の日において、その設立の日以後の期間が5年未満であること、上場株式発行会社でないこと等の要件を満たす株式会社をいいます。

- 3 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、次の見直し（拡充・恒久化）が行われました。

【令和5年まで】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年～令和24年		平成26年～令和5年
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で 定める要件を満たしたものに限る〕		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし